

監査監第1735号

令和5年3月30日

さいたま市長 清水 勇人 様

さいたま市議会議長 中島 隆一 様

さいたま市教育委員会教育長 細田 眞由美 様

さいたま市監査委員 大内 美幸

同 工藤 道弘

同 江原 大輔

同 渋谷 佳孝

定期監査結果報告書の提出について（通知）

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので、別添のとおり提出します。

## 定期監査結果報告書

### 1 基準に準拠している旨

監査委員は、さいたま市監査基準（令和2年3月3日監査委員決定）に準拠して監査を行った。

### 2 監査の対象

#### (1) 対象部局等

教育委員会事務局

学校教育部（市立小学校44校、市立中学校1校、市立特別支援学校1校）

小学校	前期	高砂、谷田、本太、尾間木、浦和別所、仲町、土合、原山、針ヶ谷、大門、西浦和、大東、沼影、大谷口、大久保東、神田、芝原、大宮東、馬宮西、大戸、与野八幡、辻南
	後期	大宮南、三橋、日進、日進北、宮原、大砂土、大砂土東、植水、片柳、七里、大宮西、蓮沼、上小、指扇北、泰平、上落合、太田、川通、新和、慈恩寺、東岩槻、城北
中学校	前期	大宮八幡
特別支援学校	前期	さくら草特別支援学校

#### (2) 対象事務

（前期）令和3年度（令和3年4月1日から令和4年2月末日まで）

（後期）令和4年度（令和4年4月1日から令和4年8月末日まで）

における財務に関する事務の執行及び学校の施設・物品の管理状況について

### 3 監査の着眼点

監査の主な着眼点は以下のとおり。

#### (1) 収入事務

収納金は適正に保管されているか。また、私金と混同していないか。

#### (2) 支出事務

支払は正当な債権者のためのものであるか。また、支払期限は守られているか。

(3) 契約事務

契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。

(4) 財産管理事務

物品は正しく分類整理されているか。また、備品管理シールなどは正確に貼付されているか。

4 監査の主な実施内容

監査に当たっては、関係法令等に基づき適正かつ適切に執行されているか、また、経済性、効率性、有効性の観点にも留意しつつ、関係職員から説明を聴取するとともに、関係書類等の調査を実施した。

5 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査事務局及び対象市立小学校・中学校・特別支援学校内

(2) 監査期間

令和4年4月22日（金）から令和5年3月27日（月）まで

6 監査の結果

おおむね適正に行われているものと認められた。ただし、事務の一部に次のとおり改善を要する事項が見受けられたので、その措置を講じられたい。

(1) 支出事務

消耗品費の支払いにおいて、支出関係書類に事実と異なる日付を記載していたので、適正な事務処理を行うべきである。 【太田小学校】

(2) 契約事務

ア 備品購入契約（ラミネーター等）において、契約関係書類の日付に齟齬が生じていたので、適正な事務処理を行うべきである。 【大宮東小学校】

イ 備品購入契約（電子視力計）において、決裁済の支出負担行為伺書を遡って修正していたので、適正な事務処理を行うべきである。 【大宮東小学校】

(3) 財産管理事務

ア 備品の管理において、備品台帳に登録されている物品が確認できなかったの  
で、さいたま市物品会計規則第15条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

(ア) デスクトップパソコン

【原山小学校】

(イ) ミニコンプレッサー

【与野八幡小学校】

イ タクシー乗車証の管理において、タクシー乗車証が一部所在不明となっていたので、適正な事務処理を行うべきである。

【蓮沼小学校】

なお、事務処理上留意すべき事項のうち、軽微なものについては、監査実施の際、関係職員に口頭で改善等の指導を行った。